

令和 7 年度 ふくい高度外国人材等活躍応援事業補助金

募集要領

〔提出先およびお問い合わせ先〕

福井県産業労働部労働政策課産業人材室

〒910-8580 福井県福井市大手 3 丁目 1 7 - 1（福井県庁 4 階）

TEL : 0776-20-0390 FAX : 0776-20-0648 Email : rousei@pref.fukui.lg.jp

令和 7 年 4 月

令和 7 年 8 月改定

福井県産業労働部労働政策課

1 補助金の目的

県内企業において、海外進出や生産性向上などに必要となる高度外国人材等を安定して確保できる体制を整備し、本県経済の成長を促進することを目的とします。

2 用語の定義

本要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによります。

- (1) 協定とは、県が本事業を実施するにあたり締結した「ふくい高度外国人材等活躍応援事業に関する連携協定」をいう。
- (2) 協定事業者とは、県と協定を締結した有料職業紹介事業者であって、別表 1 に定める事業者をいう。
- (3) 関係会社とは、協定事業者の関係会社であって、別表 2 に定める事業者をいう。
- (4) 「高度外国人材等」とは、以下の（ア）、（イ）のいずれかに該当する者をいう。
 - (ア) 大学または専門学校等を卒業（卒業見込を含む）し、一定水準以上の専門的知識・能力を有する者であって、在留資格「技術・人文知識・国際業務」を有する（認定を受ける見込があることを含む）者
 - (イ) (ア) に規定する在留資格以外の在留資格を有する（認定を受ける見込があることを含む）者であって、事業参加申込者と協定事業者の間で求人内容等の調整・協議が整った者（ただし就労を目的としない在留資格、技能実習および身分に基づく在留資格を除く）
- (5) 対象国とは、別表 3 に定める国をいう。
- (6) 日本語教育等とは、協定事業者または関係会社が対象国等において、高度外国人材等に対して行う日本語能力養成教育、福井県の地域性や企業特色などについての研修をいう。

3 補助対象者

以下のすべてを満たす者を、本事業の補助対象者とします。ただし、補助金の支給対象となる事業について、同一年度内に国または他の地方公共団体等が所管する同様の目的の補助金等を受給した場合または受給する見込みのある場合は補助対象者としません。

- (1) 福井県内に事業所を置く事業者であること。
- (2) 雇用保険適用事業所の事業者であること。
- (3) 厚生労働省および本県が実施する雇用関係助成金について、不正受給をし

てから本補助金の交付申請を行う日の前日まで3年を経過していない事業者でないこと。また、補助金の交付申請を行った日から補助金の交付までの間、不正受給をした事業者でないこと。

- (4) 労働保険料を滞納している事業者でないこと。
- (5) 交付申請を行う日の前日から過去1年間、労働関係法令の違反を行っていない事業者であること。
- (6) 福井県物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止期間中に該当しないこと。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われていないこと。
- (8) 宗教団体や政治活動を主たる目的とする事業者もしくは暴力団または暴力団員の統制下にある事業者でないこと。
- (9) 「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトから宣言の登録を行い、登録企業リストに掲載されていること。
- (10) 福井県労働政策課の募集する「社員ファースト企業宣言」において、「賃金の引き上げ」を含む取組の宣言が登録されていること。
- (11) 県税の全税目に滞納がないこと。

4 補助対象事業

補助対象事業は、補助対象者が行う事業であって、次の各号のすべてを満たす事業とします。

- (1) 協定事業者および関係会社と高度外国人材等の紹介に関する契約（以下「人材紹介契約」という。）を締結する事業
- (2) 前号に定める人材紹介契約に基づき、日本語教育等を受講した高度外国人材等を正社員として雇用し、主に県内事業所において業務に従事させる事業

5 補助対象経費および補助率等

補助対象経費、補助率、補助限度額および補助対象期間は別表4に定めるとおりとします。なお、補助対象経費は本事業以外の事業に係る経費と明確に区分できるものとします。

※契約、発注、納入、検収、支払等の全ての手続きを補助対象期間内に実施する必要があります。ただし、やむを得ない事由により、補助金の交付決定前に事業を実施しようとする場合は、申込内容確認結果通知後に「交付決定前

着手届（様式第9号）」を提出してください。

6 提出書類および提出方法

（1）提出書類

以下の①～⑦について、提出してください。

なお、必要に応じ、補足説明資料を提出いただくことも可能です。

- ① 事業参加申込書（様式第1号）
- ② 申込者概要（様式第1号の別紙1）（法人等の概要がわかるパンフレット等を添付）
- ③ 事業実施計画書（様式第1号の別紙2）
- ④ 収支予算書（様式第1号の別紙3）
- ⑤ 求人票（様式第1号の別紙4）
- ⑥ 求人情報の提供等に関する同意書（様式第1号の別紙5）
- ⑦ 誓約書（様式第1号の別紙6）

（2）提出方法

メールにて提出

所定の様式（県ホームページからダウンロード）に必要事項を記入し、添付書類とともに、下記の提出先にメールにてご提出ください。なお、送信後は必ずお電話にてメール受信確認のご連絡をお願いします。

（3）提出（受付）期間

令和7年4月1日（火）～令和7年12月26日（金）17時書類必着

※提出期間を過ぎてから届いたものは一切受け付けません。

（4）提出先およびお問い合わせ先

福井県産業労働部労働政策課産業人材室

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1 県庁4階

TEL：0776-20-0390 Email：rousei@pref.fukui.lg.jp

※事業参加申込を検討されている事業者におかれましては、必ず事前にご相談ください。

7 事業参加申込の確認

提出された事業参加申込書に基づき、県、協定事業者および関係会社において、求人票の業務内容や賃金等などの申込内容を確認（事業参加申込者との求人内容等の調整・協議を含む）し、在留資格基準適合性を含む高度外国人材等の紹介

可能性について判断し、その結果について事業参加申込者あてに通知します。

なお、申込内容の確認（求人内容等の調整・協議を含む）にあたり、協定事業者および関係会社より事業参加申込者あてに直接ご連絡させていただく場合がありますのでご協力ください。

※申込内容確認の結果、高度外国人材等の紹介可能性が低いと判断したときは、事業参加をお断りする場合があります。なお、この場合について、確認結果に対する異議申し立てを行うことはできません。

なお、事業参加申込の確認の結果、事業参加が適当と認められた場合であっても、高度外国人材等の紹介および補助金交付を確約するものではありません。

また、本補助金事業において、協定事業者および関係会社より紹介を受ける高度外国人材等の採否は、事業参加申込者が判断するものとし、その結果いかなる損害が発生しても、県は責任を負いません。

8 事業参加申込結果通知後の手続き

(1) 交付申請

事業参加申込内容確認の結果、事業参加が適当と認められた事業者は、別に定める補助金交付要領等に基づき補助金交付申請書を提出してください。交付申請書の提出順に、補助金の交付決定を行います。

(2) 実績報告書の提出

補助金の交付決定を受けた事業者は、補助事業が完了した日から起算して1か月を経過した日または補助事業が完了した日が属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書を提出する必要があります。

(3) 補助金の支払

本事業の補助金については、原則として補助事業実施期間終了後の精算払とします。実績報告書を受領後、確定検査の上、補助金額を確定し、支払います。なお、県が補助事業の実施上必要と認めるときは、補助金を概算払することも可能です。ただし、本補助金の予算は全額が債務負担行為であることから、概算払の時期は令和8年4月以降とします。

9 その他

- ・事業実施に伴う経理書類等は、事業終了後5年間保存する必要があります。
- ・事業終了後、県が事業実施の状況について説明を求めた場合は、内容を報告

してください。

- ・事業の成果について、公表する場合があります。

別表 1

事業者名	株式会社ジェイサット
所 在 地	大阪府大阪市淀川区宮原 1 丁目 1 番 1 号 新大阪阪急ビル 3 階
職業紹介事業許可番号	1 3 - ユ - 3 1 0 8 6 1

別表 2

関係会社名①	Myanmar International Business Training and Internship General Services Co.,Ltd
所 在 地 (ミャンマー連邦共和国)	Room No.1210, 12A Floor, Sakura Tower, No.339, Bogyoke Aung San Road, Kyauktada T/S, Yangon, Myanmar
関係会社名②	M. I. B. T. I. Co.,Ltd.
所 在 地 (カンボジア連邦共和国)	No./Building 315, Canadia Palace, 18th Floor, Room No.1851 Register01, Monivong Boulevard, Corner of Ang Duong Street, Phum 1, Voat Phnum, Doun Penh, Phnom Penh, Cambodia

別表 3

対象国名	ミャンマー連邦共和国
------	------------

別表 4

補助対象 経費科目	内容	補助率お よび補助 限度額	補助対象 期間
人材紹介に係る 費用	人材紹介契約に基づき協定事業者および 関係会社に支払う手数料等	補助対象 経費の 1 / 3 以 内 高度外国 人材等受 入数 1 人 あたり 3 0 0 千 円	交付決定日 から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
渡航費用 (※ 1)	高度外国人材等が日本へ渡航する際に要 する航空機費用、燃油特別付加運賃、航空 保険超過負担料、空港施設使用料、海外空 港諸税等		
旅費（日本国内） (※ 2)	【宿泊費】 高度外国人材等が日本へ入国後、補助事業 者所在地または居住予定地に移動するに あたり、ホテル等へ宿泊する際に要する費 用		
(※ 3)	【交通費】 高度外国人材等が日本へ入国後、補助事業 者所在地または居住予定地に移動する際 に要する費用 (ただし、鉄道賃、船賃、航空機費用およ びバス賃を対象とし、タクシー代、駐車場 代、ガソリン代、高速道路使用料は除く。)		
在留資格申請等 に係る費用	在留資格申請にあたり、行政書士に申請代 行等を依頼する際に要する費用		
その他	知事が特に必要と認める費用		

(注 1) 小数点以下の端数は切り捨てとする。

(注 2) 補助事業経費に補助率を乗じて得た額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を交付する。

(注 3) 補助対象経費には、①補助対象経費の支出に係る振込手数料などの間接的な経費、②消費税および地方消費税、③高度外国人材等本人が負担した経費、④日本国外においてかかる旅費は含まないものとする。

(注 4) 補助事業経費について、日本国外で現地通貨により支払った場合、原則、支払日が適用期間内に含まれる関税定率法施行規則（昭和 44 年大蔵省令第 16 号）第 1 条の規定により税関長が公示する外国為替相場に基づ

き日本円で算出すること。

- (注5) 補助対象経費となる基準を満たしていても、証拠書類がない等の理由により補助対象経費として認められない場合があるので十分注意すること。
- (注6) 補助対象経費は、本事業以外の事業に係る経費と明確に区分できるものとする。
- (注7) 補助対象経費について疑義がある場合、事前に労働政策課と協議すること。

(※1) 航空機費用は、「エコノミークラス」に限り補助対象経費とする。

(※2) 宿泊費については、福井県一般職の職員等の旅費等に関する条例（昭和25年条例第46号）に準拠するものとする。

- (※3) ① 鉄道賃については、福井県一般職の職員等の旅費等に関する条例（昭和25年条例第46号）に準拠するものとする。
- ② 航空機費用は、「普通席」に限り補助対象経費とする。